

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本入札に係る契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し予算示達された場合とする。

令和8年2月9日

分任支出負担行為担当官

吾妻森林管理署長 山本 道裕

1 競争に付する事項

- (1) 契約の名称及び数量 プリンター保守管理(4台)
- (2) 作業の内容 入札説明書の仕様書等による。
- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日
- (4) 設置場所 吾妻森林管理署（群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1）
- (5) 入札方法

本件の入札は、電子調達システムにより行う。なお、電子調達システムによりがたい者は5（2）に示す入札書を使用し、入札書内訳に示すそれぞれの項目の単価を必ず記載すること。

また、提示する予定数量の対価を入札書内訳に記載された単価に従って計算した総価で行うので当該総価について入札書に記載すること。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を以って落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格「全省庁統一資格」、「役務の提供等」のうち「建物管理等各種保守管理」に登録され、「関東・甲信越地域」の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 本社、支社、営業所のいずれかが群馬県内にあること。
- (5) 契約担当官等から「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領」に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

3 入札書の提示場所

(1) 入札書の提示場所

群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町 7 7 1 - 1

吾妻森林管理署 総務グループ

(2) 契約条項を示す場所及び入札説明書を交付する場所

〒3 7 7 - 0 4 2 3 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町 7 7 1 - 1

吾妻森林管理署 総務グループ

TEL: 0 2 7 9 - 7 5 - 3 3 4 4

(3) 入札説明書等の交付期限 上記 3 の (2) の場所にて公告の日より開札の日まで交付する。

(4) 入札書の受付期限

○電子調達システムにより入札

令和 8 年 3 月 1 7 日(火) 1 1 時 0 0 分まで

○郵便による入札

令和 8 年 3 月 1 6 日(月) 1 6 時 0 0 分までの到着分に限る

○入札書を持参する場合

令和 8 年 3 月 1 7 日(火) 1 0 時 5 0 分～1 1 時 0 0 分

(5) 開札の日時及び場所

令和 8 年 3 月 1 7 日(火) 1 1 時 0 1 分開札

吾妻森林管理署 1 階 入札室

なお、郵便入札を行うときは、上記 3 の (1) の場所に書留郵便又は配達証明郵便で差し出し、封筒には朱書きで「入札書在中」と記入、入札書に記載する日付は令和 7 年 3 月 1 7 日としてください。ただし、再度の入札は引き続き行われますので、郵便入札を行った場合は再度の入札に参加できません。

4 その他

(1) 入札及び契約手続きに用いる言語及び日本通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札者に求められる義務

この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書に示すところにより、競争参加資格の証明書類を令和 8 年 3 月 2 日(月) 1 2 時 0 0 分までに上記 3 の (2) の場所に提出しなければならない。また、当該証明書類に関し、分任支出負担行為担当官から説明を求められた場合は、令和 8 年 3 月 2 日(月) 1 5 時 3 0 分までの間においてそれに応じなければならない。

(4) 入札の無効 関東森林管理局書等競争契約入札心得による。

(5) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると、分任支出負担行為担当官が判断した資料を事前提出して入札書を提出した入札者であって、予算決算及び会計令第 7 9 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者と落札者とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) その他

本入札に係る契約の履行期間の開始日は令和8年4月1とする。暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額での契約とし、全額計上されていないときは、当面全体の履行期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

その他詳細は入札説明書等による。

5 入札説明書

(1) 関東森林管理局署等競争参加契約入札心得

関東森林管理局ホームページ

<http://www.rinya.maff.go.jp/kanto/apply/publicsale/keiri/090929-3.html>

の「各種約款等」をご覧ください。

(2) 入札説明書

ア 契約書(案)

イ 仕様書、特約条項

ウ 提出証明書表紙、入札書、委任状

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省綱紀保持規程(平成19年農林水産省訓令第22号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。詳しくは、当ホームページの「発注者綱紀保持対策に関する情報等」をご覧ください。

入札説明書

1 物件名及び数量

入札物件 第1号 プリンター保守管理契約(4台)

2 入札公告日 令和8年2月9日

3 入札開始及び開札日

令和8年3月17日 (11時01分 締切・開札) 電子調達実施

4 会場 吾妻森林管理署 入札室(電子調達)

5 その他

契約期間 自 令和8年4月1日

至 令和9年3月31日

※ただし、契約締結日は入札公告の4(7)による。

(1)関東森林管理局署等競争契約入札心得(ホームページからダウンロードし熟知すること。)

(2)入札説明書

ア 証明書類提出用表紙

イ 契約書(案)

ウ 入札書

エ 委任状

※入札公告のとおり、下記証明書等を令和8年3月2日(月)12:00までに吾妻森林管理署総務グループ経理担当に提出し、その審査をもって入札参加許可を受けて下さい。

【証明書等】

1 資格確認通知書(写)全省庁統一資格

2 会社概要等(営業所等の所在地、業務内容がわかる資料)

※入札書の内訳欄に記載のない入札書は無効とします。

保守管理契約書(案)

分任支出負担行為担当官 吾妻森林管理署長 山本 道裕(以下「甲」という。)と ○○○(以下「乙」という。)は機器の保守管理に関し、次の条項により契約を締結する。

1 契約対象機器設置場所

設置場所	機種	台数	備考
【吾妻森林管理署】 吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	リコーSPC750	1	機番 49F1-1263729
	リコーSPC830	1	機番 48FA-1112-55
	リコーSPC6010	1	機番 4A0A-110442
	リコーSPC6010	1	機番 4A0A-110441

2 契約対象機器保守管理料金

機種	期間	数量(台)	単価(円)
リコーSPC750	12ヶ月	1	
リコーSPC830	12ヶ月	1	
リコーSPC6010	12ヶ月	2	
小計(円)			
消費税(10%)			
合計(円)			

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を保有する。

令和8年4月1日

甲 群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1
分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 山本 道裕

乙

契約条項

(契約の目的)

第1条 この契約は、機器が常時正常な状態で使用できるように保守管理を行うことを目的とする。

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

(保守実施場所)

第3条 保守実施場所は、別表1のとおりとする。

(料金)

第4条 保守料は、別表2のとおりとする。

(保守)

第5条 乙は、機器が故障したときは、直ちに点検及び調整を行い正常な状態にしなければならない。なお、定期交換部品はなしとする。

(代金の請求)

第6条 乙は、保守管理期間終了後に甲の指定する検査職員の検査を受け、別表2に定める料金を甲に請求するものとする。

(代金の支払)

第7条 甲は、乙が提出する適正な支払請求書を受領した日から30日以内(以下「約定期間」という。)に代金を支払わなければならない。ただし、受領した支払請求書が不当なため乙に返送した場合は、甲が返送した日から乙の適正な支払請求書を受領した日までの期間は、これを約定期間に算入しないものとする。

(遅延利息)

第8条 乙は、甲が約定期間に代金を支払わないときは、甲に対して遅延利息を請求することができる。

2 前項の遅延利息は、遅延日数につき請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づく遅延利息率を乗じて計算した額とする。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、甲は、前項の規定にかかわらず遅延利息を支払うことを要しない。また、100円未満の端数については、その端数を切り捨てるものとする。

3 前2項に場合において、支払遅延が天災等やむを得ない理由によるときは、当該理由の継続する期間は、これを約定期間に算入せず、また、遅延利息を支払う日数に計算しない。

(秘密の保持)

第9条 乙は、保守の実施に当たり、知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らしたり、他の目的に利用したり、などのことはしてはならない。

(契約の解除)

第10条 甲は、次に各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合、乙が損害を被ることがあっても、甲はその責を負わないものとする。

(1) 乙がこの契約に違反し又は違反するおそれがあると甲が認めたとき著しくは乙が義務を履行することができないと甲が認めたとき。

(2) この契約の履行について、乙若しくはその代理人又は使用人等に不正行為があったとき。

(3) 乙が破産の宣告を受けたとき。

(4) 乙が解約を申し出たとき。

2 甲は、前各号に掲げる理由によりこの契約を解除するときは、違約金として1か月の月間基本枚数で計算した保守料相当額に契約期間(履行完了期間を除く。)を乗じた額の100分の10に相当する金額を請求することができる。

3 甲は、乙が天災等やむを得ない理由により解除を申し出たときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して違約金を請求しないものとする。

4 甲は、甲の都合によりこの契約の全部又は一部を解除するときは、30日前に文書をもって乙に通知しなければならない。この場合、乙は甲に対して違約金を請求しないものとする。

(相殺)

第11条 この契約により、甲が乙から取得すべき違約金等があるときは、甲はその選択により乙に支払うべき金額と相殺し、又は別に徴収することができる。

(その他)

第12条 甲、乙双方は信義をもって誠実にこの契約を履行するものとし、この契約の履行について甲、乙間の紛争を生じたとき、及びこの契約に規定のない事項については、甲乙協議して決定する。

(談合等の不正行為に係る解除)

第13条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命

令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2)乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第14条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき又は同法第66条第4項の規定による審決において、同法の規定に違反する行為があった旨が明らかにされたとき。

(3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4)乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1)前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

(2)前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3)乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合に

において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(その他)

第14条 本入札に係る契約締結の条件は、令和8年度予算（暫定予算を含む）が成立し、予算示達がなされた場合とする。契約締結日は令和8年4月1日、履行期間の開始は令和8年4月1日とする。ただし、令和8年度予算が成立しなかった場合には、契約締結日はその予算成立日とする。

また、暫定予算となった場合には、予算措置が全額計上されているときは全期間に渡って全額での契約とするが、部分的な予算措置となったときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(特約事項)

別紙2のとおり

内訳書

1 契約対象機器設置場所

設置場所	機種	台数	備考
【吾妻森林管理署】 吾妻郡中之条町大字伊勢町771-1	リコーSPC750	1	機番 49F1-1263729
	リコーSPC830	1	機番 48FA-1112-55
	リコーSPC6010	1	機番 4A0A-110442
	リコーSPC6010	1	機番 4A0A-110441

2 契約対象機器保守管理料金

機種単価 (円)台数 保守料金(円)

機種	期間	数量(台)	単価(円)
リコーSPC750	12ヶ月	1	
リコーSPC830	12ヶ月	1	
リコーSPC6010	12ヶ月	2	
小計(円)			
消費税(10%)			
合計(円)			

別紙特約条項

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負

人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

令和8年 月 日

分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 山本 道裕 殿

住 所
会社名
代表者名

令和8年2月9日公示
物件名：プリンター保守管理契約(4台)

一般競争参加入札の参加資格の下記証明書類について、別紙のとおり提出いたします。なお、記載事項に関する照会については、下記担当までご連絡願います。

記

- ① 令和7・8・9年度 全省庁統一資格の審査結果通知書(写)
- ② 会社概要等(営業書等の所在地、業務内容がわかる資料)

担 当)

- 1 所属部課名：
- 2 役 職 ：
- 3 担当者氏名：
- 4 電 話 番 号：
- 5 F A X 番 号：

入札書

入札物件 第 1 号

物件の名称 プリンター保守管理契約(4 台)

見積金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	円

※金額の頭に¥マークを付けること。

上記金額で関東森林管理局署等競争契約入札心得、契約条項等、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上入札いたします。

機種	単価(円)	台数	保守料金(円)
リコーSPC750		1	
リコーSPC830		1	
リコーPC6010		2	
合 計			

令和 8 年 月 日

分任支出負担行為担当官
吾妻森林管理署長 山本 道裕 殿

住 所

会社名

代表者氏名

代理人

様式第6号（第4条）

委 任 状

代理人氏名

上記の者を私の代理人と定め、下記権限を委任します。

記

1 入札年月日 年 月 日

2 件 名

3 入札に関する一切の件

年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

分任支出負担行為担当官

吾妻森林管理署長 山本 道裕 殿

※ 本様式は標準例を示したものであり、上記事項が記載された適宜の様式を使用しても差し支えない。